

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：登米市水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	平成19年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	登米市	職員数 (H19. 4. 1現在)	49
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	132 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	11,715 (H18)
累積欠損金 (百万円)	0 (H18)	利益剰余金又は積立金 (百万円)	266 (H18)
不良債務 (百万円)	0 (H18)	財政力指数	0.36 (H18)
資金不足比率 (%)	0 (H18)	実質公債費比率 (%)	14.3 (H19)
		経常収支比率 (%)	91.4 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
[合併期日：平成17年4月1日] 登米地域9町の合併により、3つの上水道事業を統合し創設認可を得て開始した事業である。また、この他に、1簡易水道事業をおこなっていたが、平成19年4月1日に統合を行った。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	登米市上水道事業健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	登米市長 布施 孝尚
既存計画との関係	登米市行財政改革実施計画（平成18年度～22年度）
公表の方法等	登米市ホームページ、広報等、2月定例議会説明
基本方針	厳しい社会情勢状況や本市の財政状況を踏まえ、行財政改革大綱及び行財政改革実施計画（集中改革プラン）の具体化を図るため、時代の変化に柔軟に対応できる事務事業や組織見直しを進めるとともに、適正な定員管理や財政の健全化等を目標に、安心・安全な水を安定して供給することはもちろん、適正な料金で供給できるようさらに努めることを目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	427	331	143	902
	補償金免除額	68	84	22	174
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	29	32	15	75

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	427,031	331,423	143,057	901,511
合 計 (A)		427,031	331,423	143,057	901,511
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		427,031	331,423	143,057	901,511

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	26,664	26,284	14,956	67,904
合 計 (A)		26,664	26,284	14,956	67,904
一 般 上 記 の う ち (再 掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		26,664	26,284	14,956	67,904

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容								
財務上の特徴	<p>合併前の登米地域には、7町で構成する登米地方広域水道企業団と東和町及び石越町の水道事業、そして津山町の簡易水道事業があった。</p> <p>高度経済成長を背景に生活環境が大幅に改善された昭和49年6月、現在の登米市水道事業所の前身でもある「登米地方広域水道事業団」が設立された。当時の登米地域は、給水区域の拡大と急速な水需要の増加によって、慢性的な水不足に悩まされており、この問題を解決するため7町により企業団を設立した。設立当初は用水供給事業だった。</p> <p>創設事業費約55億円のうち、およそ9割が企業債であったことから水道料金を高く設定せざるを得ず、事業の効率化を図るため昭和54年9月全国で初めて用水供給事業と末端給水事業を統合した。</p> <p>しかしながら給水区域が広く集落が点在していること。また、計画に比して水需要が伸びないことから施設が効率的に活用できないこと。そして創設事業の借入金返済が財政を圧迫していることから、統合以降も水道料金は全国平均を上回る額となっている。</p> <p>また、東和町や石越町の水道事業においても同様に広い給水区域に集落が点在していることもあり、効率が悪く料金設定は高額なものとなっていた。</p> <p>合併によって、登米市水道事業を創設した。</p> <p>水道料金は、登米地方広域水道企業団の料金に統一をした。平成18年4月現在、家事用10㎡あたりの水道料金は全国平均の1.8倍の料金となっている。</p> <p>財政状態の長期的な安全性の傾向を見る自己資本構成比率は42.67%で、同規模団体(人口5万人～10万人)と比較すると10%程度低い状況にあり、自己資本の造成がまだ低い状況である。また、短期債務に対するに支払い能力を示す流動比率は287%と、同規模団体と比較し半分以下となっており、資金的な状況ではまだ脆弱な状況である。</p>								
経営課題	<table border="1"> <tr> <th>課 題</th> <td>固定的経費の削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2">水道事業の費用に占める固定的経費の割合が大きいことから固定的経費の削減を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1. 人件費の削減 現在49名の職員を43人まで、約12%削減することとしている。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2. 資本費の削減 ア. 施設の統廃合により、資産を整理し、減価償却費を削減する。 イ. 繰上償還、借換債により支払利息を削減する。</td> </tr> </table>	課 題	固定的経費の削減	水道事業の費用に占める固定的経費の割合が大きいことから固定的経費の削減を図る。		1. 人件費の削減 現在49名の職員を43人まで、約12%削減することとしている。		2. 資本費の削減 ア. 施設の統廃合により、資産を整理し、減価償却費を削減する。 イ. 繰上償還、借換債により支払利息を削減する。	
	課 題	固定的経費の削減							
	水道事業の費用に占める固定的経費の割合が大きいことから固定的経費の削減を図る。								
1. 人件費の削減 現在49名の職員を43人まで、約12%削減することとしている。									
2. 資本費の削減 ア. 施設の統廃合により、資産を整理し、減価償却費を削減する。 イ. 繰上償還、借換債により支払利息を削減する。									
<table border="1"> <tr> <th>課 題</th> <td>固定的経費の流動化(民間的経営手法導入による事務事業費削減)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第三者委託(水道法24条の3に定める業務の委託)を含む業務委託の拡大を図る。</td> </tr> </table>	課 題	固定的経費の流動化(民間的経営手法導入による事務事業費削減)	第三者委託(水道法24条の3に定める業務の委託)を含む業務委託の拡大を図る。						
課 題	固定的経費の流動化(民間的経営手法導入による事務事業費削減)								
第三者委託(水道法24条の3に定める業務の委託)を含む業務委託の拡大を図る。									
<table border="1"> <tr> <th>課 題</th> <td>水道料金未収金の徴収対策</td> </tr> <tr> <td colspan="2">未収金の徴収にあたっては、前年同期未収金額を下回るように努める。</td> </tr> </table>	課 題	水道料金未収金の徴収対策	未収金の徴収にあたっては、前年同期未収金額を下回るように努める。						
課 題	水道料金未収金の徴収対策								
未収金の徴収にあたっては、前年同期未収金額を下回るように努める。									
留意事項									

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の経営状況の見通し（法非適用企業）

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収入	1 総 収 益 (A)		49	54	53	61	65					
	(1) 営 業 収 益 (B)		26	27	27	29	27					
	ア 料 金 収 入		26	26	27	29	27					
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		0	0	0	0	0					
	ウ そ の 他		0	1	0	0	0					
	(2) 営 業 外 収 益		23	27	26	32	38					
	ア 他 会 計 繰 入 金		23	27	26	28	32					
	イ そ の 他		0	0	0	4	6					
	2 総 費 用 (D)		42	42	42	40	45					
	(1) 営 業 費 用		21	22	22	21	27					
ア 職 員 給 与 費		10	10	10	0	0						
うち退職手当					0	0						
イ そ の 他		11	12	12	21	27						
(2) 営 業 外 費 用		21	20	20	19	18						
ア 支 払 利 息		21	20	20	19	18						
うち一時借入金利息		0	0	0	0	0						
イ そ の 他		0	0	0	0	0						
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		7	12	11	21	20						
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)		16	19	62	28	50					
	(1) 地 方 債		0	0	17	0	0					
	(2) 他 会 計 補 助 金		0	0	0	0	0					
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0					
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0					
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		0	0	0	0	0					
	(6) 工 事 負 担 金		0	0	0	0	0					
	(7) そ の 他		6	1	21	0	21					
	(8) 他 会 計 出 資 金		10	18	24	28	29					
	2 資 本 的 支 出 (G)		20	28	71	46	68					
(1) 建 設 改 良 費		0	0	33	0	20						
うち職員給与費		0	0	0	0	0						
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		20	28	38	46	48						
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0						
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0						
(5) そ の 他		0	0	0	0	0						
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-4	-9	-9	-18	-18						

(単位:百万円,%)

区 分	年 度					平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)					
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3	3	2	3	2					
積 立 金 (K)	0	0	0	0	0					
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	0	0	1	0	2					
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0					
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3	3	3	3	4					
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0					
実 質 収 支 (N)-(O)	黒 字 (P)	3	3	3	3	4				
	赤 字 (Q)	0	0	0	0	0				
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0					
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	79	77	66	71	70					
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0					
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	26	27	27	29	27					
資 金 不 足 比 率 ((R) / (S) × 100)	0	0	0	0	0					
積 立 金 現 在 高	0	0	0	0	0					
企 業 債 現 在 高	940	912	890	844	795					
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの	940	912	890	844	795					
うちその他に係るもの	0	0	0	0	0					

(2) 他会計繰入金

(単位:千万円)

区 分	年 度					平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)					
収 益 的 収 支 分	23	27	25	28	32					
うち基準内繰入金	17	22	25	28	32					
うち基準外繰入金	6	5	0	0	0					
うち料金収入に計上すべき繰入等					0					
うち赤字補てん的なもの					0					
資 本 的 収 支 分	16	18	23	28	29					
うち基準内繰入金	10	18	23	27	29					
うち基準外繰入金	6	0	0	1	0					
うち赤字補てん的なもの					0					

(3) 経営指標等

(単位: %)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)				0	0	0	0	0	0	0
料金回収率	(%)				111	109	102	105	108	108	109
総収支比率(法適用)	(%)				113	112	100	108	109	109	109
経常収支比率(法適用)	(%)				113	112	105	108	109	109	109
営業収支比率(法適用)	(%)				136	135	126	129	130	129	129
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)				0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)				0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分	(%)			3	3	1	1	1	1	1
	うち基準内繰入金	(%)			3	2					
	うち基準外繰入金	(%)				1					
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)									
	うち赤字補てん的なもの	(%)									
	資本的収入分	(%)			15	18	16	14	8	10	10
	うち基準内繰入金	(%)			15	17					
	うち基準外繰入金	(%)				1					
うち赤字補てん的なもの	(%)										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>・料金設定の考え方 給水収益 = 年間有収水量 × 計画給水単価 給水人口は、減少傾向であるが有収水量は微増傾向である。 有収水量及び給水人口は過去十年の実績を元に時系列により推計した。 供給単価は260円を基本として考えたいが、平成19年度の傾向や水量が減少することに対する安全側をみることから、現行の供給単価260円から1円を減じた259円に設定した。 その数値を元に料金収入の見込みを行った。 ・料金改定については、人件費の削減や資本費の削減を目指した経営に努めることにより、固定的経費が削減されることを前提に行わないこととして設定した。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>出資金については、平成19年度の繰出し基準に基づき繰入金の算定を行った。また、国庫補助金等については、事業計画のうち補助が確定しているものを計上した。他会計負担金(消防設備設置負担金)、補償金、加入金については、平成19年度予算をベースとした。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注 1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容																
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="129 300 595 1155"> <tr> <td data-bbox="129 300 595 520"> 地方公務員の職員数の純減の状況 </td> <td data-bbox="595 300 2150 520"> 課題 -1 ・登米市定員適正化計画では、平成18年4月1日現在の職員数1,970人を平成23年4月1日現在の職員数1,730人に削減(削減率12%)することとしており、このうち、水道事業においては、平成18年4月1日現在の職員数49名を平成23年4月1日現在の職員数45人に削減(削減率8%)することとしている。 ・なお水道事業については、市の適正化計画を上回る削減を目標としており、平成23年4月1日現在の職員数43人に削減(削減率12%)、平成24年4月1日以降は、さらに2名削減する計画である。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 520 595 1155"> 給与のあり方 <table border="1" data-bbox="183 596 595 1155"> <tr> <td data-bbox="183 596 595 737"> 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 </td> <td data-bbox="595 596 2150 737"> ・給与構造の見直し及び地域手当の導入については、人事院勧告に準じ実施している。 ・管理職手当の定額化については、平成19年4月1日実施済みである。 ・特殊勤務手当についても、順次適正化を図っていく。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 737 595 877"> 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 </td> <td data-bbox="595 737 2150 877"> ・技能労務職員の給料表については、国と同一である。 ・技能労務職員の職員数については、退職補充及び新規採用は行わず当該業務の民間委託を図ることとしている。 ・技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針については、国から求められている内容を踏まえ、平成20年3月までに策定・公表することとしている。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 877 595 1018"> 退職時特昇等退職手当のあり方 </td> <td data-bbox="595 877 2150 1018"> ・退職時特昇及び退職予定特昇についての制度ない。 ・退職手当については、宮城県市町村職員退職手当組合条例により支給している。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1018 595 1155"> 福利厚生事業のあり方 </td> <td data-bbox="595 1018 2150 1155"> ・地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復事業は、職員互助会を母体として実施している。 ・職員互助会の給付事業において、不適切と言われる退職給付、永年勤続給付についての制度はない。 ・事業内容及び補助金について点検、見直しを行っており、次年度以降その検討結果を反映させることとしている。 </td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="595 520 2150 1155"></td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	課題 -1 ・登米市定員適正化計画では、平成18年4月1日現在の職員数1,970人を平成23年4月1日現在の職員数1,730人に削減(削減率12%)することとしており、このうち、水道事業においては、平成18年4月1日現在の職員数49名を平成23年4月1日現在の職員数45人に削減(削減率8%)することとしている。 ・なお水道事業については、市の適正化計画を上回る削減を目標としており、平成23年4月1日現在の職員数43人に削減(削減率12%)、平成24年4月1日以降は、さらに2名削減する計画である。	給与のあり方 <table border="1" data-bbox="183 596 595 1155"> <tr> <td data-bbox="183 596 595 737"> 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 </td> <td data-bbox="595 596 2150 737"> ・給与構造の見直し及び地域手当の導入については、人事院勧告に準じ実施している。 ・管理職手当の定額化については、平成19年4月1日実施済みである。 ・特殊勤務手当についても、順次適正化を図っていく。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 737 595 877"> 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 </td> <td data-bbox="595 737 2150 877"> ・技能労務職員の給料表については、国と同一である。 ・技能労務職員の職員数については、退職補充及び新規採用は行わず当該業務の民間委託を図ることとしている。 ・技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針については、国から求められている内容を踏まえ、平成20年3月までに策定・公表することとしている。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 877 595 1018"> 退職時特昇等退職手当のあり方 </td> <td data-bbox="595 877 2150 1018"> ・退職時特昇及び退職予定特昇についての制度ない。 ・退職手当については、宮城県市町村職員退職手当組合条例により支給している。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1018 595 1155"> 福利厚生事業のあり方 </td> <td data-bbox="595 1018 2150 1155"> ・地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復事業は、職員互助会を母体として実施している。 ・職員互助会の給付事業において、不適切と言われる退職給付、永年勤続給付についての制度はない。 ・事業内容及び補助金について点検、見直しを行っており、次年度以降その検討結果を反映させることとしている。 </td> </tr> </table>	国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	・給与構造の見直し及び地域手当の導入については、人事院勧告に準じ実施している。 ・管理職手当の定額化については、平成19年4月1日実施済みである。 ・特殊勤務手当についても、順次適正化を図っていく。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	・技能労務職員の給料表については、国と同一である。 ・技能労務職員の職員数については、退職補充及び新規採用は行わず当該業務の民間委託を図ることとしている。 ・技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針については、国から求められている内容を踏まえ、平成20年3月までに策定・公表することとしている。	退職時特昇等退職手当のあり方	・退職時特昇及び退職予定特昇についての制度ない。 ・退職手当については、宮城県市町村職員退職手当組合条例により支給している。	福利厚生事業のあり方	・地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復事業は、職員互助会を母体として実施している。 ・職員互助会の給付事業において、不適切と言われる退職給付、永年勤続給付についての制度はない。 ・事業内容及び補助金について点検、見直しを行っており、次年度以降その検討結果を反映させることとしている。		2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="129 1264 595 1538"> <tr> <td data-bbox="129 1264 595 1404"> 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 </td> <td data-bbox="595 1264 2150 1404"> 課題 -2の具体的な施策としては、水道事業ガイドラインの活用による経営分析を行い、「地域水道ビジョン」を作成し、安全と安定を確保した上で更なる経営改革を行いながら、需要家サービスを向上させ、合併により増えた施設を統廃合して資産を整理し減価償却費を削減するとともに、企業債の繰上償還や借換債により支払利息を削減する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 1404 595 1538"> 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 </td> <td data-bbox="595 1404 2150 1538"> 課題 の具体的な施策としては、浄水場の運転管理について水道法第24条の3に定める業務の委託(第三者委託)について検討し、早期に導入を図る計画である。 民間委託については現行の委託業務を更に拡大することを検討し取り組んでいくこととしている。具体的には、他の団体で導入をしている、窓口業務(給水の開始・休止等の受付)、水道料金の徴収管理、工事監理などについて検討を行うこととしている。 </td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題 -2の具体的な施策としては、水道事業ガイドラインの活用による経営分析を行い、「地域水道ビジョン」を作成し、安全と安定を確保した上で更なる経営改革を行いながら、需要家サービスを向上させ、合併により増えた施設を統廃合して資産を整理し減価償却費を削減するとともに、企業債の繰上償還や借換債により支払利息を削減する。	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題 の具体的な施策としては、浄水場の運転管理について水道法第24条の3に定める業務の委託(第三者委託)について検討し、早期に導入を図る計画である。 民間委託については現行の委託業務を更に拡大することを検討し取り組んでいくこととしている。具体的には、他の団体で導入をしている、窓口業務(給水の開始・休止等の受付)、水道料金の徴収管理、工事監理などについて検討を行うこととしている。
地方公務員の職員数の純減の状況	課題 -1 ・登米市定員適正化計画では、平成18年4月1日現在の職員数1,970人を平成23年4月1日現在の職員数1,730人に削減(削減率12%)することとしており、このうち、水道事業においては、平成18年4月1日現在の職員数49名を平成23年4月1日現在の職員数45人に削減(削減率8%)することとしている。 ・なお水道事業については、市の適正化計画を上回る削減を目標としており、平成23年4月1日現在の職員数43人に削減(削減率12%)、平成24年4月1日以降は、さらに2名削減する計画である。																
給与のあり方 <table border="1" data-bbox="183 596 595 1155"> <tr> <td data-bbox="183 596 595 737"> 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 </td> <td data-bbox="595 596 2150 737"> ・給与構造の見直し及び地域手当の導入については、人事院勧告に準じ実施している。 ・管理職手当の定額化については、平成19年4月1日実施済みである。 ・特殊勤務手当についても、順次適正化を図っていく。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 737 595 877"> 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 </td> <td data-bbox="595 737 2150 877"> ・技能労務職員の給料表については、国と同一である。 ・技能労務職員の職員数については、退職補充及び新規採用は行わず当該業務の民間委託を図ることとしている。 ・技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針については、国から求められている内容を踏まえ、平成20年3月までに策定・公表することとしている。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 877 595 1018"> 退職時特昇等退職手当のあり方 </td> <td data-bbox="595 877 2150 1018"> ・退職時特昇及び退職予定特昇についての制度ない。 ・退職手当については、宮城県市町村職員退職手当組合条例により支給している。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1018 595 1155"> 福利厚生事業のあり方 </td> <td data-bbox="595 1018 2150 1155"> ・地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復事業は、職員互助会を母体として実施している。 ・職員互助会の給付事業において、不適切と言われる退職給付、永年勤続給付についての制度はない。 ・事業内容及び補助金について点検、見直しを行っており、次年度以降その検討結果を反映させることとしている。 </td> </tr> </table>	国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	・給与構造の見直し及び地域手当の導入については、人事院勧告に準じ実施している。 ・管理職手当の定額化については、平成19年4月1日実施済みである。 ・特殊勤務手当についても、順次適正化を図っていく。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	・技能労務職員の給料表については、国と同一である。 ・技能労務職員の職員数については、退職補充及び新規採用は行わず当該業務の民間委託を図ることとしている。 ・技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針については、国から求められている内容を踏まえ、平成20年3月までに策定・公表することとしている。	退職時特昇等退職手当のあり方	・退職時特昇及び退職予定特昇についての制度ない。 ・退職手当については、宮城県市町村職員退職手当組合条例により支給している。	福利厚生事業のあり方	・地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復事業は、職員互助会を母体として実施している。 ・職員互助会の給付事業において、不適切と言われる退職給付、永年勤続給付についての制度はない。 ・事業内容及び補助金について点検、見直しを行っており、次年度以降その検討結果を反映させることとしている。									
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	・給与構造の見直し及び地域手当の導入については、人事院勧告に準じ実施している。 ・管理職手当の定額化については、平成19年4月1日実施済みである。 ・特殊勤務手当についても、順次適正化を図っていく。																
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	・技能労務職員の給料表については、国と同一である。 ・技能労務職員の職員数については、退職補充及び新規採用は行わず当該業務の民間委託を図ることとしている。 ・技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針については、国から求められている内容を踏まえ、平成20年3月までに策定・公表することとしている。																
退職時特昇等退職手当のあり方	・退職時特昇及び退職予定特昇についての制度ない。 ・退職手当については、宮城県市町村職員退職手当組合条例により支給している。																
福利厚生事業のあり方	・地方公務員法第42条に基づく職員の保健、元気回復事業は、職員互助会を母体として実施している。 ・職員互助会の給付事業において、不適切と言われる退職給付、永年勤続給付についての制度はない。 ・事業内容及び補助金について点検、見直しを行っており、次年度以降その検討結果を反映させることとしている。																
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題 -2の具体的な施策としては、水道事業ガイドラインの活用による経営分析を行い、「地域水道ビジョン」を作成し、安全と安定を確保した上で更なる経営改革を行いながら、需要家サービスを向上させ、合併により増えた施設を統廃合して資産を整理し減価償却費を削減するとともに、企業債の繰上償還や借換債により支払利息を削減する。																
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題 の具体的な施策としては、浄水場の運転管理について水道法第24条の3に定める業務の委託(第三者委託)について検討し、早期に導入を図る計画である。 民間委託については現行の委託業務を更に拡大することを検討し取り組んでいくこととしている。具体的には、他の団体で導入をしている、窓口業務(給水の開始・休止等の受付)、水道料金の徴収管理、工事監理などについて検討を行うこととしている。																

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への	
<p data-bbox="136 220 584 363">料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p> <p data-bbox="80 405 584 459">4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p data-bbox="136 501 584 619">経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p data-bbox="136 644 584 746">行政評価の導入</p>	<p data-bbox="595 517 2141 619">・毎年、市の広報で職員等の給与の状況を公表している。また、平成18年度に「登米市定員適性化計画」を策定し、市のホームページで公表している。</p> <p data-bbox="595 644 2141 746">・登米市においては 成果重視の行政への転換 説明責任の遂行 マネジメントサイクルの構築 職員の意識改革を目的に行政評価システムを構築する。具体的に平成19年度は 全庁的試行評価の実施 モデル事業(事務事業)評価結果の公表 平成20年度評価の指標等設定を計画している。</p>
5 その他	<p data-bbox="595 788 2141 842">課題 の具体的な施策としては、前年同期未収金額の95%を目標とし電話による督促・催告と訪問による徴収を行なう。また、給水停止以外の法的措置などについても検討を行い、更なる徴収率の向上に努める。</p>

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	課題 - 1の取組み及び目標として、平成24年度には現在の職員数49人名を43人まで削減することとしている。また、級別定数制の導入を検討している。これは給水収益に対する人件費の割合を一定に保つ試みであり、第三者委託とともに人件費削減の柱としている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	課題 - 2取組み及び目標として、合併により増えた施設を統廃合して資産を整理し減価償却費を削減するとともに、企業債の繰上償還や借換債により支払利息を削減する。 課題 の取組み及び目標として、浄水場の運転管理については、水道法第24条の3に定める業務の委託（第三者委託）について検討し、早期に導入を図る計画である。民間委託については現行の委託業務を更に拡大することを検討し取り組んでいくこととしている。具体的には、他の団体で導入をしている、窓口業務（給水の開始・休止等の受付）、水道料金の徴収管理、工事監理などについて検討を行うこととしている。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	
4 その他	

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が半年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率			8.80%									
	改善額(料金の適正化) 1				173	172	345	175	176	177	177	178	883
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	419	416	407	380	378		388	369	298	293	296	
	改善額		3	9	27	2	41	-10	9	80	85	82	246
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)	419	416	407	380	378		388	369	298	293	296	
	職員数(人)	55	54	50	49	49		45	45	44	44	43	
	増減数(人)	-2	-1	-4	-1	0	-8	0	0	-1	0	-1	-2
	維持管理費等(委託料)												
	改善額(適正化)												
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率				0	0		0	0	0	0	0	
	増減				0	0		0	0	0	0	0	
	企業債現在高	11,964	12,386	12,523	12,031	11,715		12,389	12,196	11,871	11,743	11,593	
	増減	64	422	137	-492	-316		674	-193	-325	-128	-150	
	計画前5年間改善額 合計						386						改善額 合計 1,129
	(参考) 補償金免除額												174

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(人)				87,220	86,300	87,440	87,620	87,020	86,460	85,790
年間総有収水量(千m ³)				8,184	8,191	8,281	8,405	8,427	8,446	8,502
公称施設能力(m ³ /日)				35,880	35,880	35,880	35,880	35,880	35,880	35,880
1日最大配水量(m ³ /日)				32,218	32,026	32,280	32,280	32,280	32,280	32,280
最大稼働率(%)				89.84	89.30	90.00	90.00	90.00	90.00	90.00
供給単価(円/m ³)				262	260	260	259	259	259	259
給水原価(円/m ³)				235	237	237	245	240	238	237

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

平成19年4月1日に簡易水道事業を上水道事業に統合しました。

料金改定に伴う改善額積算内訳

(単位：百万円)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
料金改定率			8.80%									
料金改定前料金収入見込				1,967	1,960		1,983	2,001	2,006	2,011	2,024	
料金改定後料金収入見込				2,140	2,132		2,158	2,177	2,183	2,188	2,202	
改善額				173	172	345	175	176	177	177	178	883